

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和元年那智勝浦町議会第2回定例会）

令和元年5月22日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	常任委員会報告	148
日程第2	新クリーンセンター建設調査特別委員会中間報告	154
日程第3	議員倫理特別委員会中間報告	158
日程第4	委員会所管事務調査継続調査要求	159
日程第5	閉会中の継続調査要求	160
日程第6	議員派遣について	160

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	荒 尾 典 男	2 番	左 近 誠
3 番	下 崎 弘 通	4 番	中 岩 和 子
5 番	石 橋 徹 央	6 番	金 嶋 弘 幸
7 番	曾 根 和 仁	8 番	引 地 稔 治
9 番	亀 井 二三男	10 番	津 本 ・ 光
11 番	森 本 隆 夫	12 番	東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	矢 熊 義 人
教 育 長	岡 田 秀 洋	消 防 長	湯 川 辰 也
総 務 課 長	塩 崎 圭 祐	教 育 次 長	寺 本 尚 史
会 計 管 理 者	西 眞 宏	病 院 事 務 長	下 康 之
税 務 課 長	三 隅 祐 治	住 民 課 長	田 中 逸 雄
福 祉 課 長	榎 本 直 子	観 光 企 画 課 長	吉 田 明 弘
農 林 水 産 課 長	在 仲 靖 二	建 設 課 長	楠 本 定
水 道 課 長	村 上 茂	総 務 課 副 課 長	仲 紀 彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	網 野 宏 行
事 務 局 主 任	青 木 徳 之
事 務 局 副 主 査	北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔４番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件について、議長はこれを許可しましたので、報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時30分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

休憩します。休憩中に特別委員会及び各常任委員会を開催し、委員会報告の確認をお願いいたします。

まず、新クリーンセンター建設調査特別委員会を第１委員会室で、終了後に議員倫理特別委員会を開催してください。終了後、総務常任委員会を第１委員会室で、厚生常任委員会を第２委員会室で開催し、終了後経済常任委員会を第１委員会室で、建設常任委員会を第２委員会室で開催してください。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時30分 休憩

10時18分 再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○事務局長（網野宏行君） 再開します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１ 常任委員会報告

○議長（中岩和子君） 日程第１、常任委員会報告を行います。

総務常任委員長より報告を求めます。

３番下崎君。

○総務常任委員長（下崎弘通君） それでは、総務常任委員会報告を行います。

５月16日に開催しております。出席者は委員全員と担当課です。消防体制及び施設についてですが、予防関係では、飲食店、スーパーマーケット、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設等の自力避難困難者が利用する建物を対象とした違反対象物公表制度が今年度から施行されており、これは消防法令により建物に設置が義務づけられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていない建物を利用者みずからが町ホームページ上で確認できる制度です。現時点では本町における違反対象建物はございません。

平成30年度の実績状況の報告があり、火災件数は7件、救急件数は1,019件、搬送人員は952名です。ドクターヘリ要請件数は4件、防災ヘリ要請件数は0件、救助関係は出動件数7件、防災学習は小・中学校で5件、地域で2件、訓練指導については保育所、小・中学校で9件、地域で5件、福祉施設等27件、その他防災体制事象は5件となっております。

次に、学校関連についてですが、学校教育課からは5月1日現在の児童・生徒数、教職員の30年度末の人事異動について、31年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰を市野々小学校が受賞した。令和元年度学校教育方針の1基本理念は、教育の目的、学校間実践共有広報と、町全体で教育を考える機運をとということです。そして、新学習指導要領を踏まえた教育活動を、2の重点目標は5項目、3の教育環境充実整備は7項目、4の協同・信頼ある学校づくりの3項目から成っております。

事業展開として、授業改善、効果的な研修会の実施、学校指導訪問の強化について、児童・生徒家庭支援の充実について、特別支援教育の充実について、地域とさらなる連携した防災教育について、教職員の働き方について報告がありました。

また、中学校給食事業について、施設改修の設計委託契約を交わしたとの報告、勝浦小学校のプール改修工事は7月中旬までかかる予定とのことでした。

下里中学校施設による台風被害の賠償額について現在調整中とのことでした。

生涯学習課からは、これまでの社会教育、青少年地域ふれあいネットワーク事業、公民館事業、子ども会事業、社会体育事業、文化財事業、図書館読書推進事業の報告。今後の予定として、6月以降の催し物、会議、大会等、活動事業等の報告がありました。

税務課からは、31年度までの年度別回収機構移管実績表の報告説明、町税の予算決算年度別比較で31年4月末時点の町税収入済額の状況の報告を受けました。

総務課からはロケット誘致に伴う土地の無償貸与について、3月26日に4社による進出協定の締結を交わしており、射点より半径1キロの制限区域内の本町の町有地について事業者に対し無償貸し付けを行う方向で検討しており、該当する町有地が確定後、貸し付けに係る議案を上程したいとのことでした。

令和2年4月1日からスタートする会計年度任用職員制度の仕組みについて報告説明を受けました。これまでの臨時的任用職員は、新制度における会計年度任用職員に移行することとなります。今後、新制度導入に伴う条例規則等の整備を行う必要があり、9月または12月議会への上程を予定しているとのことでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 次に、厚生常任委員長より報告を求めます。

7番曾根君。

○厚生常任委員長（曾根和仁君） では、厚生常任委員会の委員会報告を行います。

5月16日に委員会開催、出席者は委員全員と担当課。

最初に町立病院より、平成31年度、令和元年度の診療体制についての報告があり、常勤医師内科5名、整形外科1名、リハビリテーション課2名、前年と変わらないこと。内科、竹中医

師、伊藤医師、山本章医師が4月より着任されたことの報告、そしてゴールデンウィーク中の対応について、10日間で220人の来院があったことの報告と、整形外科医の常勤医師と非常勤の医師が体調を崩されたこともあり、京都府立医大等から応援を得て診療を今続けている状況、整形の入院については現在制限をかけており、経営的には厳しくなりますが医師の体調の回復を第一に考えているということの報告がありました。委員からは、救急対応のこともあるので、当院の整形外科の状況を医療センターと周辺の病院に知らせ、理解を求めておくようにという要望がありました。

3月の病院の経営状況報告を受けまして委員から、給与費が伸びていることについての指摘がありました。事務長から、給与費の増加は看護師、理学療法士の人員増が原因だが、その分入院収益の増加につながっているというお答えでした。

また、医療事故が1件発生したことの報告がありました。事故発生は3月14日、町内の82歳の男性。4月16日、院長より家族に謝罪はされておりますが、4月22日に患者さんがお亡くなりになり、日本医療安全調査機構に届け出をし、今後調査を行う予定です。

次、住民課からの報告で、国保係より今年度保険事業の報告がありました。今年度の主な事業のうち、特定健診においては集団健診を3回から5回にふやすこと。特定健診未受診者対策事業では、受診勧奨通知を昨年度は2回のところを今年度は6月、9月、11月の3回送付すること、この勧奨通知のデザインは心理学的にも効果が大きいそうです。29年度の受診率は27.8%、30年度の見込みが32.6%と向上しており、今年度はさらなるアップを目指しているということです。

脳ドック事業、28年度より実施されております。脳ドック事業と糖尿病性腎症重症化予防事業も引き続き実施します。

同じく国保係より、5月10日時点での国民健康保険特別会計の決算見込みの報告があり、令和元年度への繰り越し見込み額は3,320万8,000円、9月に基金設置条例案を上程を予定しているという報告がありました。委員から基金の設置目的について聞かれ、住民課長から、将来保険税が不足した場合に充当することや、保険税率の上昇を抑制するための財源とするため基金をつくり積み立てておくことが目的と説明がありました。

最後に福祉課より、4月から子育て世代包括支援センター設置によりフロアの配置がえを行ったこと、相談室を2つ設けたこと、そしてキッズコーナーを今後配置予定であることの報告を受けております。

次に、南紀園の状況について。4月末日の入所状況は、特別養護老人ホーム定員100名に対し入所者92名で、前回より1名だけふえていることの報告。

介護保険係からは、令和3年度から5年度にかけての第8期介護保険事業計画のためのアンケートが実施予定であること。プレミアム付商品券についての説明も受け、支給対象は住民税非課税者と、年齢が3歳未満の子供のいる世帯であるということ。

児童係からは、大型連休の対応について、10連休中の保育所の対応で4月30日、5月2日、5月3日の3日間で49名を受け入れたことの報告。同じく児童係より5月16日天満保育園の新

園舎竣工式があったこと。幼児教育の無償化の報告では、国会でこのことが可決されたことより、ことし10月から3歳から5歳児の保育料が無料になることと、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯も無料になること。給食費の取り扱いが今後検討課題であることの報告がありました。委員からの質疑では、人口が減っているが高齢者はふえている状況にあり、今後介護施設の増設の動きはないかという意見と、私立の2保育園が改築され安全性が向上したが、町の認定こども園も早く対策を考えるべきではないかという意見が出され、児童係からは、場所の問題があり、すぐというわけにはいかないが課題であることは認識していると返答がありました。

報告は以上です。

○議長（中岩和子君） 次に、経済常任委員長より報告を求めます。

9 番亀井君。

○経済常任委員長（亀井二三男君） 経済常任委員会報告をいたします。

5月16日、出席委員全員で、担当課より所管事務調査の説明を受けました。

初めに、商工業の振興につきまして、空き店舗活用事業につきましては5月7日より新年度分の募集を開始しました。申請期間は5月31日金曜日午後5時までであります。補助内容は、改装費として建物及び建物に付随し持ち運びができない設備を対象とする経費の2分の1以内で、上限は200万円、家賃の賃借料として1カ月目から3カ月目までが10分の10以内で月額上限5万円、4カ月目から6カ月目までが2分の1以内で月額上限5万円の最大で30万円となります。

次に、観光振興及び施設整備につきましては、初めに観光客の推移であります、10連休となりました4月27日から5月6日までのゴールデンウィークの入り込み数であります、前年度比で日帰り客は5万1,265人増で、率にして134.9%と大きく増加しましたが、一方で宿泊客は町内各施設が耐震リニューアル工事等々で、3年前までの収容客数が約5,000人ありましたが現在は2,182人と半減以下となっており、期間中ほぼ満室状態が続いたものの4,901人の減少で、率にして25%減少となっております。

次に、観光プロモーション業務について、民間ノウハウを活用した活動の展開を目的としたもので、委託する主な業務内容としてWEBやSNSによるデジタル手法によるプロモーションと旅行会社等との関係構築、新規開拓など従来のアナログ手法によるプロモーションの実施、この2点が主軸となっております、そのほかとして各種イベントやコンテンツの企画運営などに関するコンサルティング業務、事業効果の測定検証、人材育成、これは本業務終了後も町で持続的なプロモーション活用の展開を可能とする体制づくりが目的であります。これらの業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、現在7社から参加の意向を受け、あす委託事業者を選定する選定委員会を予定しておるとのことです。

次に、観光推進体制構築支援業務については、町の経済振興と持続的発展に寄与することを目的に、町単独の地域DMO形成に向けた支援業務を委託するもので、委託する主な業務内容としては、観光推進体制案の作成、観光推進に関する調査課題の分析、DMO設立推進に向けた支援、合意形成に向けた研修会の実施等、DMO候補法人登録に向け必要な過程を経るもの

です。今後、委託事業者の選定事務を進めていくとのことであります。

次に、総合的企画及び調整についてであります。

まず1点目、平成30年度ふるさと納税収納状況では、事業指定6つの合計として3,743件、4億7,081万1,074円で、対前年度比で件数で439件、寄附額で8,916万2,481円の増加となっております。しかし、ふるさと納税を取り巻く環境は本年3月から4月にかけて地方税法の改正やそれに伴う基準の整備がなされております。大きな改正点として、市町村は毎年総務大臣の指定を受けることによってふるさと納税を受け入れることができるようになったこと。指定を行うかどうかの基準としてまず1点目、返礼品の金額が寄附額の30%以内であること。2点目、寄附を募集するために要した経費、すなわち返礼品プラス送料プラスサイト使用料の事務経費などの合計が寄附額の50%以内であることが定められ、当町もこの基準に沿って指定を受けております。また、取り扱える返礼品も、地場産品やその地域における地域産品、共通返礼品に限られることとされております。

2点目に、ロケット発射場について。

これまで誘致に向けて事業者であるスペースワン株式会社に対し協力を行ってまいりましたが、去る3月26日にスペースワン株式会社、和歌山県、串本町、そして本町の4者により、串本町荒船地区への進出協定の締結をしております。今後は、初打ち上げに向け、見物客のおもてなしや渋滞対策などについて検討を行っていかねばならないとのことであります。

次に、農林業の振興であります。鳥獣害対策関係では捕獲実績で前年度比3月末時点で、猿の捕獲数は121頭と3倍ほど増加しておりますが、鹿に関しては708頭と15%の減となっております。次に、水産業の振興については、前年度と比べ鮮魚マグロについては入港船で159隻の増、水揚げは410トンの減となっておりますが、平均単価が70円の増であり、金額では4億3,700万円の増となっております。

次に、那智勝浦冷蔵株式会社についてであります。

平成30年度の損益計算で純利益は876万6,456円の赤字となっております。餌料や保管料の売り上げが7.1%、金額で2,166万円減少し、水道光熱費などの経費は例年どおりかかっておりますのでそれらが要因だと考えられております。

最後に、にぎわい市場につきましては、平成30年度の利用客数は7万2,612人で、出店者の売り上げは7,195万2,675円、直売コーナーが累計で1,200万3,151円となっております。まだ1年経過していませんが、トイレや駐車場の台数が少ないこと、また外国人が多いのでクレジット決済など改善していかねばならない問題も出てきておるとのことであります。

以上で経済常任委員会報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 次に、建設常任委員長より報告を求めます。

2番左近君。

○建設常任委員長（左近 誠君） 建設常任委員会報告を行います。

5月16日9時30分から委員会を開催いたしました。出席者は委員6名全員と担当課です。

水道課の関係です。

水道事業関係では、令和元年度の工事の発注状況の報告を受けました。上水道では、天満、朝日、湯川、市野々の4地内の配水管布設替工事を予定しており、現在設計中の報告を受けました。

市野々配水池造成工事につきましては、市野々浄水場の隣接地を造成する工事で用地買収が完了いたしましたので6月から7月上旬に入札予定とのことであります。

災害復旧工事では、市野々地区取水施設災害復旧工事につきましては、工事内容といたしまして口径200ミリ、延長230メートルの導水管とコンクリート取水堰を施工するもので、6月に入札予定との報告がありました。

委員より、水道課内での管路情報の保管について確認があり、データでの保管を行っているとのことであります。

今後の配水管布設替工事につきましては、今年度管路更新計画を策定し、順次更新予定とのことであります。

続きまして、建設課の関係であります。

入札関係です。3月の委員会以降の発注した分であります。

4月19日、大谷地区残土処理場造成工事、4月22日、側溝改修工事、排水路改修工事、災害防除工事、勝浦小学校のプール改修工事、計4件、4月26日、築地地内地形測量と宇久井73号線測量設計の業務委託2件、5月7日、消防防災センター設計業務、それから勝浦漁港トイレ新築工事設計監理、中学校給食施設整備工事設計監理の業務委託、計10件の入札を行っております。

なお、20日に宇久井学童施設屋根の改修工事、21日には地籍調査測量業務委託、また太田小・中学校教職員住宅解体撤去工事、側溝改修工事、道路改修工事等それぞれ1件、耐震性取水槽設置工事が2件、そして本日22日には消防防災センターの造成の設計業務委託の入札を実施いたします。

次に、国関係の事業についてであります。

国の紀伊山系直轄砂防事業、那智川砂防堰堤郡の整備工事が8カ所の溪流と那智川本川で実施されております。現在14基の砂防堰堤が完成し、現在鳴子谷の第1堰堤と金山谷の堆積工、そして那智川本川の溪流工の右岸を施工中であります。毎年行われております国、県、町合同の那智谷関係の工事説明会が来月6月16日、市野々地区を対象に午後1時30分から開催されます。また、井関地区、八反田地区の説明会は同じく来月の30日午後1時30分から井関保育所で開催の予定であります。なお、国土交通省近畿地方整備局によります国道42号交通安全対策事業としまして、今年度は宇久井地区の歩道の調査設計と工事、浜ノ宮地区の歩道の調査設計、宇久井地区の歩道の調査設計及び用地を買収、そして市屋交差点改良の調査設計の予算が計上されているとのことであります。

県関係の事業についてであります。

那智勝浦海岸整備事業でございますが、木戸浦グラウンド付近の工事40メートルが完成し、令和元年今年度分工事を7月に発注予定となっております。

次に、那智勝浦町宅地開発等に関する指導要綱改正後、太陽光発電設備の関係の協議が小阪地区、市屋地区で2件ございました。いずれも地元の調整と隣接地権者の同意を得られているとのことであります。

続きまして、町営バス宇久井路線の関係でございます。

4月25日に開催されました那智勝浦町地域公共交通会議におきまして新路線の協議を行いましたところ、宇久井ルートの中に、県で整備しました護岸の天端を通行することとなっております。護岸管理者の県のほうから公道でない護岸敷地を公共交通のルートにするのは好ましくないのではないかとの意見が出されまして、その部分を町道に認定し公衆用道路にするほうが問題が生じないのではないかとの提案がございました。それを受けまして県と町とで管理区分や安全対策等の協議を調えましたならば、町認定のお願いをしたいとの考えとのことであります。路線は延長約800メートルでございます。

空き家対策についてです。

5月8日に今年度1回目の町内空き家対策検討会を開催し、特定空き家と判定しました4件、宇久井地区、市野々地区、浜ノ宮地区、天満地区の各1件の空き家の所有者に対しまして、空家特措法に基づく助言または指導を行う旨の報告を行っております。5月15日付指導文書を送付したとのことでございます。また、検討委員会では特定空き家に対する略式代執行の予定や手順の報告を行っております。

次に、地籍調査事業でございます。

今年度は八尺鏡野の一部、粉白の一部、境界立ち会いを伴う現地調査と地籍調査を実施いたします。

最後に、大谷地区の残土処理場についてであります。

土砂で盛り上げを行っておりますが、その造成、敷きならしに係る費用につきましては、工事請負費をいただき実施しているところでございますが、国、県の災害関係の事業の減少、または完了によりまして、土砂の搬入量が減少、使用料の収入も減少傾向となっております。このため、造成費用を抑えるために機械等をリースし、一部町の直営でできないか等の検討を行っていききたいとのことであります。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 以上で常任委員会報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 新クリーンセンター建設調査特別委員会中間報告

○議長（中岩和子君） 日程第2、新クリーンセンター建設調査特別委員会中間報告を議題といたします。

新クリーンセンター建設調査特別委員長から委員会審査について中間報告をしたいとの申し出がございました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり報告を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり中間報告を受けることに決定いたしました。

新クリーンセンター建設調査特別委員長の中間報告を許可します。

7 番曾根君。

○新クリーンセンター建設調査特別委員長（曾根和仁君） それでは、新クリーンセンター建設調査特別委員会の調査報告をさせていただきます。

第1回の特別委員会開催は平成28年4月15日です。出席者委員12名全員。特別委員会の設置が決定されたことにより、委員長、副委員長の選任を行いました。選考委員による選考の結果、私曾根が委員長、副委員長は委員長の指名により津本委員を副委員長に選任しております。

平成28年8月3日、特別委員会開催、出席者は委員11名と総務課長ほか4名。住民課副課長より平成11年から現在までの新クリーンセンター建設についての経過報告、建設に当たっての2町、1市2町、1市1町の場合のそれぞれの建設スケジュール、建設費の負担額のシミュレーション、運営費の負担額のシミュレーションを資料を使って詳細説明を受けております。

平成28年9月16日に委員会開催、出席者は委員12名と総務課長ほか3名。協定を守るために早急に1市2町についての検討をすべきではないかという委員からの意見と、1市2町について検討してもらうよう議会から決議を出すべきという意見と、これに対し新宮市の状況が不明の中、決議は時期尚早という反対意見が出され議論が平行線になりました。委員長から決議文を作成し、内容の確認と決議を出すか出さないかを次の委員会で諮ることを提案し了承をされております。

平成28年9月20日、委員会を開催、出席者は委員12名で行いました。1市2町を含めた広域での新クリーンセンター建設計画推進を求める決議についての文面の確認と、翌日の本会議で決議を出すことについて審議を行い、採決をとった結果、賛成多数により決議文を提出することに決定しております。また少数意見の留保を行うことも決定しております。

平成28年10月14日、委員会開催、出席は委員11名と総務課長ほか4名。住民課副課長より経過報告あり。9月26日に町長と住民課長が太地町に出向き、2町での建設計画の見直しと1市2町での建設について理解を求めたところ、9月30日に太地町長が本庁に来庁し、2町での建設計画を進めることが困難なことへの理解と、1市2町での建設は受けることができないことを回答されました。

10月3日に町長、住民課長が新宮市を訪問し、新宮市長からは、議会の委員会に報告するという返答を得ました。

平成29年の委員会です。平成29年1月24日に委員会開催、出席は委員12名と総務課長ほか3名。新宮市に対し1月11日に町長が訪問し、新宮市の意向を伺いました。新宮市としては、調整に時間がかかり、今回の提案にすぐ回答するのは難しいという返事でした。

済いません、失礼しました、平成28年、今平成29年1月の報告をちょっと途中までしました

が、これ訂正をさせていただきまして、もう一ページ残っていました。平成28年です。先ほど平成28年10月の報告までさせていただきましたが、平成28年11月と12月の報告を間違えて飛ばしてしまいましたので、平成28年11月21日の委員会の報告をさせていただきます。

平成28年11月21日に委員会を開催し、委員12名と総務課長ほか3名と。住民課長より新宮市との協議の進展が特になく、町長より町内の候補地を洗い出す指示を受け、4カ所の候補地がリストアップされていることの経過報告を受けました。

平成28年12月19日に委員会開催、出席は委員12名と総務課長ほか3名。総務課長より再度町内を調査して探し出した浦神、粉白、大浦、井関二河、宇久井の5カ所の候補地についてそれぞれ説明を受けました。当局からの提案で大浦用地と井関二河用地のどちらかを第1候補地とするか採決で決めることになり、採決の結果井関二河用地を第1候補地、大浦用地を第2候補地とすることに決定しております。

以上が28年の動きで、平成29年です。先ほど途中まで読みましたが、再度読ませていただきます。

平成29年1月24日、委員会開催、委員12名と総務課長ほか3名。新宮市に対し1月11日に町長が訪問し、新宮市の意向を伺いました。新宮市としては、調整に時間がかかり、この井関二河用地での建設の提案にすぐ回答するのは難しいという返事でした。総務課長より天満区との期限協定を考えると新宮市と協議するのは困難と判断し、太地町から本町に対し提示されていた一部事務組合の議員数、クリーンセンター建設費の負担割合についてこれを受け入れるのはどうか委員会で結論を出してもらった上で再度新たに候補地の選定について当局が調査した複数の候補地の中から選んでもらいたいとの要請がありました。初めに太地町の提示する要件を受け入れるかどうかについて採決をとり、太地町の示す条件は受けないことに決定しております。次に、用地について審議を行い、当局が新たに候補地として追加した太田地区の庄地区の用地を第1候補地とすることに賛成かどうか採決をとり、庄用地を第1候補地に決定しております。

平成29年3月14日、委員会開催、委員12名と総務課長ほか3名と。2月14日に副町長と担当課で庄区へ第1回目の説明会。3月2日、副町長と担当課で太田地区区長連合会での説明会。3月13日に庄区住民12名と串本町の宝嶋クリーンセンターを見学をしたという経過報告がありました。

平成29年6月8日、委員会を開催し、出席者は委員12名と住民課長ほか4名。住民課副課長より経過報告。4月10日、町長を初め8名で第2回目の庄区説明会。4月13日に中里区での説明会。4月19日に南大居区での説明会を行い、出席した住民から農業への風評被害、水源地の汚染を懸念する意見が出されております。

平成29年6月12日、出席は委員12名。特別委員会にて1泊2日の行程で視察に行くことを協議し、視察先については事務局一任とさせていただきました。

以上が平成29年。

次に、平成30年の委員会です。

平成30年3月16日に委員会を開催、出席は委員12名と副町長ほか4名。住民課長より、庄区において環境影響調査の同意がまだ得られていないことの報告。委員会においては、単独の建設という方向性が確認されているが、森町長が復帰後の記者会見の中で単独建設にはこだわらないという考えを示していることの報告がありました。

次、平成30年7月9日、出席は委員12名と町長、このときはもう堀町長です、堀町長ほか担当職員5名です。町長より、クリーンセンター建設候補地を第1候補地の庄用地にかえて大浦地区の下の用地に変更したいとの申し出がありました。変更の理由については、庄用地は搬入道路の建設により財政面での負担が大きいこと、環境面でも水害による浸水被害の懸念があることに対し、大浦用地は道路事情もよく、災害時に国道が寸断されても自動車道からの搬入もできること等、大浦用地のほうが建設としてふさわしいと判断したという話でした。また、住民課副課長より、大浦用地は国立公園普通地域ではあるが、町内にこの場所しかないという理由書を添付すれば建設可能であること、庄用地では約50人の地権者との交渉が必要だが、大浦では民間業者が所有している2筆の用地で済むこと等の補足説明を受けました。この町長の打診に対し委員からの反対意見はありませんでした。

次です。平成30年9月18日、出席は委員12名と住民課長ほか3名。住民課副課長より経過報告があり、7月19日二河区役員に説明会、7月20日、8月7日、30日と、大浦用地の所有者との交渉を行ったこと、7月25日に庄区を訪問し第1候補地から外れたことを伝えたこと、8月1日、21日に環境省熊野自然保護官事務所へ用地選定について説明に行ったこと、9月5日に市屋区へ説明に行ったこと、9月7日に太地町へ住民課長と副課長の2名で説明に行ったことの報告がありました。

平成30年11月30日、出席は委員12名と副町長ほか4名。住民課長より、9月18日に紀州勝浦漁協、27日に太地町漁協、28日に和歌山東漁協那智支所に説明に行ったこと、10月1日に太地町漁協よりクリーンセンター建設に反対する旨、文書にて通知があったことの報告をされました。反対の理由は、用地造成に伴う濁水の発生、クリーンセンター建設による環境汚染、クリーンセンター建設による風評被害の大きく3点が挙げられております。

10月25日和歌山東漁協那智支所、10月30日紀州勝浦漁協より、建設について協力していただけると回答を得ました。

11月14日に副町長が太地町を訪問し、クリーンセンターの建設運営の広域実施の打診を行い、太地町長からは、両町の協議は終わったものと認識しているとの返答であったこと、11月21日に副町長以下3名で太地町漁協を訪問し、クリーンセンター建設について理解をお願いし、10月1日の文書への回答を文書にて渡したことの報告と、建設が漁業及び漁業圏に悪影響を及ぼすものではないことと、漁協の合意は必ずしも必要ではないが、引き続き太地町漁協には理解が得られるよう説得していくという話がありました。

委員からは、太地町漁協の反対を無視して建設を強行することが後々にしこりを残すので望ましくない意見、太地町との広域建設に向け協議をするために副町長や担当課ではなく町長が出向いて交渉に臨むべきという意見、それに対し太地町との交渉が進展する可能性があればよ

いが、そうならない場合はさらに計画がおくれ、天満区からも不信感を持たれるので単独の建設の方向で進めていくべきという意見も出されております。

平成30年12月14日に委員会を開催し、委員12名と町長ほか4名。前回の委員会では出された太地町との広域の建設が可能かどうか町長に確認を求める委員からの質問に対し、町長からは、副町長が訪問した11月14日の太地町の回答をもって単独で進めざるを得ないと決意したという話がありました。委員からは、早く工程表をつくって示すことの要望があり、住民課長から、工程表は精査中との返事がありました。

以上が平成30年です。

平成31年の建設特別委員会です。

平成31年3月15日に開催され、出席は委員12名、町長ほか5名。町長からの本年1月31日に大浦用地の所有権の移転登記、完了の報告のうち、住民課長より2月5日市屋区、2月14日二河区においてそれぞれ現状報告を行ったこと。3月3日に天満区役員に説明会を行い、今後の工程表を示し現クリーンセンターの期限協定を超える計画になることを説明しておわびしたことの報告を受けております。

委員からは、再度この計画で進めていくことで変わりはないかと念押しの再確認を求める意見が出され、町長及び住民課長もそのとおりであるとの返答を得ました。1名の委員より、現クリーンセンターの延命は考えられないかという慎重意見が出されましたが、住民課長から、平成38年以降の延命は困難であることの説明と、町長からも現候補地で不退転の決意で進めたいという回答があり、ほかの委員からも、現行の計画で進めるべしという意見が多数でした。

最終の特別委員会ですが、令和元年5月17日、出席者、委員12名と町長ほか5名。住民課長より経過報告があり、施設整備基本計画策定業務委託、生活環境影響調査業務委託の入札のスケジュールについて報告があり、2つの計画を1つの業者に委託すること、対象業者は町に指名願を出している7業者であることの説明を受けております。

中間報告は以上です。

○議長（中岩和子君） 委員長の報告に対して質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で新クリーンセンター建設調査特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議員倫理特別委員会中間報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、議員倫理特別委員会中間報告を議題とします。

議員倫理特別委員長から委員会審査についての中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、報告を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、委員長から申し出のとおり、中間報告を受けることに決定いたしました。

議員倫理特別委員長の中間報告を許可します。

12番東君。

○議員倫理特別委員長（東 信介君） それでは、議員倫理特別委員会の報告をさせていただきます。

第1回議員倫理特別委員会を平成27年7月9日に開催し、委員の互選により、私東が委員長を、そして引地委員が副委員長に選任されました。所管事務調査として、議員倫理を調査事項とすることに決定いたしました。

第2回を平成27年8月7日に開会し、倫理条例第4条関係の関係企業の届け出が出そろい、審議し、問題がないということ、その他の調査事項もなしということを確認し、閉会いたしました。

平成27年7月から4年間調査事項もなしということで、4年間の委員会の開催がありませんでした。

以上で議員倫理特別委員会の報告を終わります。

○議長（中岩和子君） 委員長の報告に対して質疑を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で議員倫理特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（中岩和子君） 日程第4、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務、厚生、経済、建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、閉会中の継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

#### 日程第5 閉会中の継続調査要求

○議長（中岩和子君） 日程第5、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、閉会中の継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

#### 日程第6 議員派遣について

○議長（中岩和子君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、喜寿の集い等に議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、閉会中の議会で、議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

11時12分 閉会

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（中岩和子君） 元号が令和となりまして初めての議会を、第2回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、5月15日より本日まで議員各位の真剣な御審議により、全ての案件を議了することができました。議員各位、執行機関各位の御協力に厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

今定例会は、今期が最後の定例会となります。議員各位におかれましては、何かとお忙しい日々と思われませんが、くれぐれも御自愛くださいますよう、また執行機関各位、議員各位の御健勝とますますの御活躍を御祈念いたしまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会の御挨拶の前に、先日教育長からも御報告させていただきましたけれども、日本遺産に関する御報告を一点申し上げます。

本町を初めまして24の市町村と観光協会、33の寺院から成る西国巡礼地域連携協議会を設立をいたしまして日本遺産への登録を申請してございました。「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」として決定をされました。西国巡礼の一番札所につきましては御存じのとおり那智山青岸渡寺でございますので、今後ますます多くの方々にお越しいただけると存じます。観音巡礼の歴史、魅力、そして力を合わせて、そしてそれらを合わせて那智勝浦町をPRするために関係機関と協力して取り組んでまいり所存でございます。

それでは、閉会の御挨拶を申し上げます。

去る5月15日に開会をいたしました第2回定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる審議を賜りまして感謝を申し上げます。おかげをもちまして上程案件を原案のとおりそれぞれ御可決を賜りまして厚く御礼を申し上げます。今議会で頂戴いたしました意見、御提言を鋭意検討し、町政に反映させるよう努めてまいり所存でございます。

先日、沖縄県が梅雨入りをいたしました。当地方にも梅雨の季節が近づいてまいります。時節柄、議員の皆さん方におかれましてもくれぐれも御自愛をいただき、さらなる御活躍をお祈り申し上げまして閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

令和    年    月    日

那智勝浦町議会議長    中   岩   和   子

会 議 録 署 名 議 員    金   嶋   弘   幸

会 議 録 署 名 議 員    曾   根   和   仁